

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 22 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18H03443

研究課題名(和文)新興国における汚職取締の政治学

研究課題名(英文)Politics of Anti-corruption in emerging countries

研究代表者

外山 文子(坂野)(TOYAMA, Ayako)

筑波大学・人文社会系・准教授

研究者番号：50748118

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、汚職取締は民主主義の深化に必須であるものの、汚職取締に熱心なのはむしろ権威主義国であるというパラドックスに着目し、民主化への影響などについて検証した。東南アジア7カ国を取り上げ、国際開発学、経済学、比較政治学の観点から汚職取締をめぐる政治を分析した。その結果、汚職取締機関が創設される契機が(1)植民地政府の指示(2)民主化(3)国連腐敗防止条約による推奨であり、いずれの契機により汚職取締機関が創設されたのか次第で、機関の権限、中立性、独立性に差異が存在することが明らかになった。国際的潮流に乗って創設されたように見えても、実際には統治主体による権力基盤の強化が目指されていた事例も多い。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、新興国における汚職取締の現実を浮かび上がらせることにより、汚職研究、民主化研究に対して学術的貢献をなす。特に、通常は地域研究者や比較政治学者たちにより各国政治について研究が行われるが、本研究では、国際機関、ガバナンス、開発経済の専門家も参加して、意見交換しながらより広い視点から汚職取締分析を行った。このため、開発経済学やガバナンス研究に対する学術的貢献も期待できるうえに、国際機関やドナー国の背策に対しても参考になると予想される。

研究成果の概要(英文)：This research focused on the paradox that authoritarian countries are more enthusiastic about cracking down on corruption, and examined its impact on democratization. Taking up seven Southeast Asian countries, we analyzed the politics surrounding the crackdown on corruption from the perspectives of international development studies, economics, and comparative politics. As a result, the impetus for the creation of the anti-corruption agency was (1) the instructions of the colonial government, (2) democratization, and (3) the recommendation of the United Nations Anti-Corruption Convention, and it depends on which of the factors led to the establishment of the anti-corruption agency. It became clear that there are differences in authority, neutrality, and independence of institutions. Even though they appear to have been created on the international trend, there are many cases in which the ruling body actually aimed to strengthen the power base.

研究分野：東南アジア研究 比較政治学

キーワード：汚職取締 汚職 独立機関 ガバナンス 開発経済 民主主義 権威主義 国際機関

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

民主主義の深化のためには、政治家や公務員の汚職を撲滅することは重要な課題だろう。では、政府や独立機関によって実行される汚職取締は、民主主義の発展に貢献しているのだろうか。21世紀に入り、世界中で汚職取締ブームが起きている。近年、日本でも注目を集めているのが、サウジアラビアと中国における大規模な汚職取締である。2017年11月4日、同日に出された勅令によりサウジアラビアに創設された汚職対策最高委員会が次々と王族、政府高官、有力企業家を汚職のかどで逮捕し始めた。深夜には王族11名、現職閣僚を含む政府高官および企業家38名が拘束されたと報道された。司法長官は、汚職取締は始まったばかりだと述べ、2018年1月30日には、容疑者381人に対する取り調べが行われ、56人が依然として拘束中であることが発表された。今回のサウジアラビア史上最大規模の汚職取締は、ムハンマド・ビン・サルマン皇太子が主導したものであった。

中国では、習近平が中国共産最高指導者に就任した後、2012年12月から大規模な汚職取締に着手し、現在も取締が進行中である。汚職取締開始後の一年間で処罰された官僚は2万人以上にのぼった。2017年秋までには、次官級、局長級も含め、何らかの処罰を受けた党员は134万人以上に上ったと報道された。習近平総書記による汚職取締では軍部も対象となり、多数の軍関係者も摘発された。汚職取締は止まることを知らず、2018年には国家監察委員会が創設され、それまで複数機関に分散していた公職者の監督、調査、処分の権限が統合された。サウジアラビアと中国で厳しい汚職取締があったと聞いて、奇異に感じる人も多いだろう。サウジアラビアは、国王が閣僚会議を主宰し、王族が重要ポストを占める絶対君主制の国家である。中国は、中国共産党による一党独裁制の社会主義共和国体制である。いずれも非民主主義的な政治体制の国家である。サウジアラビアと中国の政治指導者は、なぜ大規模な汚職取締を実施したのだろうか。

2. 研究の目的

「汚職・腐敗」は1960年代ごろから経済学、行政学、そして政治学の重要な研究関心の一つであり続けてきた。「汚職を発生させる要因は何か」という問いについて、文化的、社会的、経済的、そして政治的側面から多くの研究が蓄積されてきた。他方、「汚職取締」「反汚職」については十分な研究が蓄積されてきたとはいえない。汚職取締に関する研究の大半は「どのように汚職を減少させることができるか」という問いを立て、様々な国の事例について検証を行ってきた。この分野の研究においては、汚職対策法の整備、汚職取締機関の取締能力や効率、職員専門性などガバナンスに関する側面が中心的課題であった。ガバナンスに関する研究は、汚職取締委員会など特定の機関を取り上げて制度設計を分析したものが多く、しかし、司法手続きには多数の機関が関与しており、司法手続き全体の特徴は国ごとに異なる。ガバナンス方面からの研究にも、まだ多くの課題が残されている状況である。

これに対して、汚職取締や反汚職に関する政治学的研究は比較的新しいものが多い。冷戦終結後、1990年代から東欧諸国や東南アジア諸国などで民主化が進展した。新興国において民主化が進展すると同時に、世界銀行(以下世銀)や国連などの国際機関や国際ドナー機関の主導により「良き統治」(グッド・ガバナンス)が推進されるようになった。彼らは、汚職は民主主義を損なわせ、経済成長を阻害し、人権や人間開発を軽視するといった理由で、反汚職取組みより積極的に推進するようになった。国際機関の施策において、次第に汚職取締と民主主義は相互に関連付けられるようになった。2000年9月に米国ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された「国連ミレニアム宣言」の第5章において、「人権、民主主義、良い統治」の実現の必要性が訴えられた。更にその集大成といえるのが、2015年9月に国連で決議された「持続可能な開発目標」(SDGs)である。前文において「民主主義、良き統治、法の支配は持続可能な開発に不可欠である」と宣言された。ここにおいて、国連加盟国は明確に「民主主義」「良き統治」「法の支配」の3つが相互に関連する価値であるとの見解を示した。これにより、汚職取締は民主主義の達成に不可欠な要素となった。

このような国際機関の動きを受け、比較政治学の分野でも民主主義の「質」を重視する研究関心から「アカウンタビリティ=説明責任」に関する研究が盛んとなった。政権のアカウンタビリティを重視する研究から、民主主義の定義も変化した。古典的な民主主義の定義においては、著名なシュンペーターやハンティントンによる定義のように手続き的側面が重視された。これに対して、21世紀における新しい民主主義の定義では、政府の応答性、清廉性、参加、競争、法の支配など多様な要素が加えられた。これらの結果、汚職取締機関、選挙委員会、オンブズマン室といった独立機関が果たす役割について注目が集まるようになった。1990年代以降、民主化途上の新興国において、憲法裁判所や各種独立機関が創設され、研究対象となるようになった。しかし世界における汚職取締に関する状況を概観すると、民主主義国よりも、民主化途上国や非民主主義国において汚職取締が盛んな状況となっている。冒頭で触れた中国やサウジアラビア

の例が典型的である。非民主主義国の政治指導者は、なぜ汚職取締に着手したのだろうか。果たして、汚職取締と民主主義（または民主化）を結びつけて理解することは正しいのであろうか。汚職取締研究は、「どのように汚職を減少させることができるか」という問いを超えて、「なぜ政治指導者が汚職取締を開始したのか」「どのような条件下で汚職取締が盛んになるのか」「どのような場合に汚職取締は成功するのか」という問いについて、政治学的な見地から検証が行われるべき段階にきていると思われる。本書では、民主主義、権威主義、社会主義など、様々な政治体制が併存し、また近年各国による汚職取締が注目される東南アジア諸国を取り上げて分析を試みる。

3. 研究の方法

まず汚職取締に関する既存研究について概観する。特に焦点を当てるのは、汚職取締と民主主義との関係である。民主主義の「質」を改善するために必要な要素の1つとされる汚職取締が、必ずしも民主化の達成度とは連動していないことを説明する。

その後、以下のように議論を進める。汚職取締に関する研究動向について1960年代から時系列に追っていく。現在では、汚職は国家や社会にとって「悪」だと認識されているが、冷戦期の研究では必ずしも「悪」であると断罪されておらず、経済発展にとってプラスの側面も併せ持つとされていた。次に、1990年代に入り国際機関および国際ドナーによって途上国と新興国における反汚職取り組み汚職取締が推進されたこと、21世紀に入り、国連の声明において汚職取締と民主主義が関連付けられたことを確認する。加えて、「政治の司法化」という現象において政治的役割の拡大が注目される憲法裁判所および選挙委員会と、汚職取締委員会との相違点について述べる。最後に各種データを利用して、汚職の抑制制度合いに最も相関性の高い要素が何であるのかについて確認する。

次に、汚職取締をどのように捉えるか様々な論点から検証を行い、本研究の分析フレームを提示する。汚職取締と民主主義との間には必ずしも関連性があるとはいえない。むしろ21世紀においては、民主主義体制よりも権威主義体制において汚職取締が盛んな状況となっている。汚職取締には政治性を伴うことが多々あり、各国における汚職取締について分析するうえでは政治学的見地からの研究が不可欠といえよう。ところが、汚職や汚職取締に関する先行研究の多くは行政学や開発経済学領域から分析されている。そこで本研究では、汚職取締について政治学的視点から分析するためには、どのようなポイントに着目すべきかについて確認し、何を論じるべきなのかを示す。これらの議論においては、各国の汚職取締において中心的役割を果たす汚職取締機関の機能、制度設計や動きに焦点を当てるものとする。

本書で扱う汚職取締機関は、憲法や法律に基づいて設置された国家機関を指す。市民社会組織やメディアなど反汚職運動の担い手については、本節で提示する分析フレームの中で必要に応じて触れるものの、主たる分析対象には含まない。他方、検察、行政裁判所、最高裁判所、汚職専門裁判所、憲法裁判所などについては、国によって司法手続きの制度設計が異なるため、適宜分析対象に含むものとする。

4. 研究成果

本研究で取り上げた東南アジアの7カ国はいずれも、独立前の時期を含め過去において国家機構内での深刻な汚職蔓延に直面し、汚職を撲滅しようという試みを長く続けてきた。しかし、シンガポールを除いて、汚職を撲滅するという目標はほとんどの国において達成されず、問題を抱えたままの状態が続いている。それは、汚職の深刻度を示す各種指標でシンガポールを除いた国がまだまだ低い評価しか得られていないことに如実に現れている。

汚職が資源配分の非効率を生み、投資環境の悪化を招くことで経済成長を阻害し、国民の間に不平等を生むことで、政治体制の正統性を揺るがす問題になることを各国の政府は認識している。しかし、警察や検察など、国家機構が構築された当初から備わっていた法執行機関は、深刻な汚職問題を解決することができなかった。なぜなら、そういったすでにある法執行機関自体が、国家機構に蔓延する汚職の巣窟となっていたからである。ルールではなく、権力とカネによって国家が運営される政治体制においては、法執行機関に圧力をかけ、カネによって買収することが、法を犯しても罰せられないための最終手段となる。そのような政治システムにおいて汚職問題の解決を警察や検察に委ねることは無意味であった。そこで国際機関の後押しを受けつつ汚職事件を専門的に扱う機関、汚職取締機関が設置されるようになったのである。しかし、各国で次々と設置された汚職取締機関も、その特徴が一樣ではないことは本研究の事例研究を見れば分かる。事例研究として取り上げた各国の汚職取締機関の特徴を比較して整理する。

東南アジア7カ国における汚職取締機関を取り上げて分析してきた。まず、それら7カ国の汚職取締機関の特徴を、組織の権限と独立性という点から比較して整理してみる。汚職事件の捜査などに強い権限が与えられているのが、シンガポール独立後の汚職査察局（CPIB）、インドネシアにおける2019年までの汚職撲滅委員会（KPK）、タイにおける1997年以降の国家汚職防止取締委員会（NACC）、そしてカンボジアにおける2010年以降の反汚職ユニット（ACU）、ラオスの汚職対応機構である。これらの機関は、汚職事件の捜査に関して強力な権限を与えられているだけで

なく、公訴権限を与えられていたり、汚職を防止するための社会教育の機能を与えられていたりするなど、汚職問題に関わる多くの権限を付与されている。また、これらの機関は、一般公務員レベルの中小規模の汚職よりも、政治家や高級官僚などが関与していることが疑われる大規模な汚職を捜査対象としている。インドネシアの KPK は、2019 年の法改正で権限が弱められたが、汚職事件の捜査や公訴権限をいまだ有しており、他の国と比較すれば法改正後も強い権限を与えられているといえる。

本研究で取り上げた国のなかでは、ベトナムのみがこうした強力な権限を与えられた汚職取締機関が存在しない。ベトナムでは、汚職事件の捜査や公訴は警察、検察といった通常の法執行機関が担い、汚職取締機関は捜査に入る前の調査や各機関の指導・監督を行うのみとなっている。フィリピンのオンブズマン事務所は、汚職事件の捜査と公訴をできるという点では汚職取締機関として強い権限を与えられていると分類できるが、その対象が公務員に限定されているため、本書で取り上げた国のなかでは、権限の強さは中程度とすることができるだろう。フィリピンでは、政治エリートなどが関与した大規模汚職は、議会や大統領などがアドホックに設置する委員会などで捜査されるのが特徴である。

汚職取締機関の独立性という観点では、法律上はある程度の独立性を与えられている機関が多い。最も高い独立性を長期に維持しているのはシンガポールの CPIB であるが、タイの NACC、フィリピンのオンブズマン事務所は憲法上の独立機関と位置づけられている。インドネシアにおける 2019 年以前の KPK も、憲法に規定された機関ではないが、国家独立機関として法律で独立性が担保されていた。一方、カンボジアの ACU、ラオスの汚職対応機構、ベトナムの汚職防止中央指導委員会（CSCA）については、支配政党との一体化が進められており、政治的な独立性はないに等しい。カンボジアの ACU は、カンボジア人民党の単一支配体制が強化されるのと並行して人事面で党との一体化が図られてきた。ベトナムでも、CSCA は設置された当初の政府機関という位置づけから、ベトナム共産党の一機関へと変貌している。ラオスの汚職対応機構は、ラオス人民革命党、国家における汚職取締部門とともに「三位一体」の体制が形成されている。

本研究では、これまでの議論を踏まえて、東南アジア 7 カ国における汚職取締機関を分析してきたことからみえてきた論点を整理した。これらの国の汚職取締機関は、その権限は比較的強いものが多い一方で、組織の独立性という点では、高いものも権力主体と一体化されているものもあり、一様ではない。

そうした汚職取締機関が設置される契機としては、民主化にともなって設置されたものと、統治主体が権力基盤を強化しようとして設置されたものの 2 つに分けられることが分かった。このうちフィリピン、タイ、インドネシアの 3 カ国で強い権限と高い独立性を与えられた汚職取締機関が設置されたのは、民主化と汚職取締りが密接に結びついていたからであった。一方で、統治主体による権力基盤の強化を契機に汚職取締機関が設置されたカンボジア、ラオス、ベトナムにおいては、強い権限は与えられたものの、独立性については政治権力に従属する立場しか与えられなかった。その点で、国家的な危機意識の下に強い権限と高い独立性を与えられたシンガポールの汚職取締機関は例外的な存在である。

それでは汚職取締機関の設置によって汚職対策は進んだのだろうか。汚職事件に政治家や高級官僚など権力の中枢に近い人物が関与すればするほど、汚職取締機関による摘発は政治的に難しくなる。そういった大規模汚職に取り組もうとすれば、汚職取締機関は政治的対立に巻き込まれ、結局は汚職の取締りは進まない結果となる。また、権力主体は、汚職取締機関を自らの権力基盤を強化するために利用しようとする。それは汚職対策とは言えず、単なる権力闘争に過ぎない。汚職取締機関ができることは、官僚や役人レベルの小規模汚職をコツコツと摘発することしかないのかもしれない。

【参考文献】

< 邦文献 >

大内穂（1999）「腐敗要因分析と対策における国際協力に係る調査研究」国際協力機構 JICA（未公表）。

_____（2013）「開発にともなう政治腐敗と政治危機－フィリピン共和国の場合」郭洋春編『開発リスクの政治経済学』文眞堂、146 - 167 頁。

大西裕編（2013）『選挙管理の政治学 日本選挙管理と「韓国モデル」の比較研究』有斐閣。

_____（2017）『選挙ガバナンスの実態 世界編 その多様性と「民主主義の質」への影響』ミネルヴァ書房。

岡本正明（2017）「インドネシアにおける政治の司法化 そのための脱司法化：汚職撲滅委員会を事例に」玉田芳史編『政治の司法化と民主化』晃洋書房、93 - 120 頁。

小山田英治（2019）『開発と汚職』明石書店。

河田潤一編（2018）『汚職・腐敗・クライエントリズムの政治学』ミネルヴァ書房。

杉浦功一（2018）「市民社会」木村宏恒監修稲田十一・小山田英治・金丸裕志、杉浦功一編『開発政治学を学ぶための 61 冊』220-225 頁、明石書店。

- 世界銀行 (1997) 『世界開発報告 1997』、東洋経済新報社。
- 高橋百合子編 (2015) 『アカウントビリティ改革の政治学』有斐閣。
- 外山文子 (2013) 「タイにおける汚職の創造：法規定と政治家批判」『東南アジア研究』51(1)、109 - 138 頁。
- _____ (2020) 『タイ民主化と憲法改革 立憲主義は民主主義を救ったか』京都大学学術出版会。
- 西原正編 (1976) 『東南アジアの政治的腐敗』東南アジア研究叢書 13、創文社。
- 溝口哲郎 (2010) 『国家統治の質に関する経済分析』三菱経済研究所。
- レイ・フィスマン、ミリアム・A・ゴールドデン (山形浩生、守岡桜訳、溝口哲郎解説) (2019) 『コラプション』慶応義塾大学出版会。

< 欧文献 >

- Andvig, J. C. (1991) "The Economics of Corruption: A Survey," *Studi economici*, 43, 57-94.
- Chen, Cheng and Weiss, Meredith L.(eds) (2019) *The Political Logics of Anticorruption Efforts in Asia*, Albany: State University of New York Press.
- Diamond, Larry and Mark F. Plattner (1993) *The Global Resurgence of Democracy*, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Doig, A. and R. Theobald (eds) (2000) *Corruption and Democratisation*, Portland: Frank Cass.
- Dressel, Björn (2014) "Governance, Conflicts and Politics in Asia," *Journal of Contemporary Asia*, 44(2), London: Taylor and Francis Group, pp. 259-278.
- Dressel, Björn and Mietzner, Marcus (2012) "A Tale of Two Courts: The Judicialization of Electoral Politics in Asia," *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions*, Vol. 25, No. 3, July 2012, Hoboken: Wiley Periodicals, LLC, pp. 391-414.
- Fisman, R and Golden, A (2017), *Corruption*, Oxford: Oxford University Press.
- Gerring J, Thacker S. (2004) "Political institutions and corruption: the role of unitarism and parliamentarism", *British Journal of Political Science*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 295-330.
- Gerring J, Thacker S. (2005) "Do neoliberal policies deter political corruption?", *International Organizations* 59, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 233-254.
- Ginsburg, Tom (2003) *Judicial Review in New Democracies: Constitutional Courts in Asian Cases*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hirschl, Ran (2006) "The New Constitutionalism and the Judicialization of Pure Politics Worldwide," *Fordham Law Review* 75(2), New York: Fordham Law Review, pp. 721-753
- _____ (2008) "The Judicialization of Mega-Politics and the Rise of Political Courts", *Annual Review of Political Science* 11, Palo Alto: A Nonprofit Scientific Publisher, pp. 93-118.
- Hussein Alatas (1967) *The Sociology of Corruption*, Singapore: Donald Moore Press.
- Kaufmann, Daniel (1997) "Corruption: The Facts," *Foreign Policy* 107 (Summer), Washington D. C.: Carnegie Endowment for International Peace, pp. 114-131.
- Knack, Stephen, and Philip Keefer. (1995) "Institutions and Economic Performance: Cross-Country Tests Using Alternative Institutional Measures," *Economics and Politics* 7(3), New York: John Wiley and Sons Ltd, pp. 207-227.
- Lederman D, Loayza NV, Soares RR. (2005) "Accountability and Corruption: Political Institutions Matter," *Economics and Politics*. 17 (1), New York: John Wiley and Sons Ltd, pp. 1-35.
- Mauro, Paolo. (1995) "Corruption and Growth," *Quarterly Journal of Economics*, 110 (3), Oxford: Oxford University Press, pp. 681-712.
- Montinola, Gabriella R. and Robert W. Jackman (2002) "Sources of Corruption: A cross-country Study," *British Journal of Political Science*, 32, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 147-170.
- Pellegrini, P and Gerlagh, R (2008) " Causes of corruption: a survey of cross-country analyses and extended results," *Economics of Governance* 9, Springer Link, pp. 245-263.
- Persson, T., G. Tabellini, and F. Trebbi (2003) "Electoral Rules and Corruption," *Journal of the European Economic Association*, 1, Oxford: Oxford University Press, pp. 958-989.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 外山文子	4. 巻 22
2. 論文標題 「権威主義体制の再構築と憲法の変容 タイ 2017 年憲法の分析から」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『民主主義の脆弱性 と権威主義の強靱性（日本比較政治学会年報）』	6. 最初と最後の頁 143-175
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 外山文子	4. 巻 22
2. 論文標題 「権威主義体制下のタイ総選挙 勝者は誰であったか」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『ワセダ・アジア・レビュー』	6. 最初と最後の頁 9-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 外山文子	4. 巻 なし
2. 論文標題 「第7章 権威主義体制下のサイバー空間：タイ軍事政権による情報統制」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 見市建 茅根由佳編 『ソーシャルメディア時代の東南アジア政治』	6. 最初と最後の頁 145-165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Oyamada, Eiji	4. 巻 Vol. 9 No. 2
2. 論文標題 “Combating Police Corruption in Japan: New Challenges Ahead?”	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Asian Education and Development Studies, Emerald Publication	6. 最初と最後の頁 145-156
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山田裕史	4. 巻 なし
2. 論文標題 「カンボジア人民党による地方支配の構造：地方議会と地方選挙を中心に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山田紀彦編『「権威主義体制下の地方議会選挙」研究会中間報告書』	6. 最初と最後の頁 87-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村晃一	4. 巻 なし
2. 論文標題 「2018年のインドネシア - - 大規模な災害、テロ、ルピア安に見舞われた1年」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アジア経済研究所編『アジア動向年報2019』	6. 最初と最後の頁 389-418
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kawamura, Koichi	4. 巻 なし
2. 論文標題 “ The Origins of the 1945 Indonesian Constitution ”	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Constitutional Foundings in Southeast Asia	6. 最初と最後の頁 49-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村晃一	4. 巻 なし
2. 論文標題 「国内政治における経済的自立の争点化 - インドネシアにおける開発モデルの競合 - 」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 宮脇昇編『現代国際関係学叢書第5巻 国際関係の争点』	6. 最初と最後の頁 52-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 巻 1
2. 論文標題 「韓国憲法裁判所における大統領弾劾審判の比較研究 盧武鉉と朴槿恵」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本政治学会編『政治と司法（年報政治学 2018-1）』	6. 最初と最後の頁 96-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川村晃一	4. 巻 13巻第2号
2. 論文標題 「インドネシアにおける民主主義の安定と憲法裁判所」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『社会イノベーション研究』	6. 最初と最後の頁 99-120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬戸裕之	4. 巻 第16・17合併号
2. 論文標題 2015年の憲法改正に関する一考察 - 人権関連の法規定を中心に -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『社会体制と法』	6. 最初と最後の頁 32-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 木場紗綾	4. 巻 26 1
2. 論文標題 「コミュニティ・ポリシングの脱西欧化：ドナーは武装集団をどのように扱うべきか」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『国際協力論集』	6. 最初と最後の頁 75 - 99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Fumiharu Mieno	4. 巻 2019
2. 論文標題 Missing Links' in the Financial System in ASEAN: Future Challenges in the Regional Financial Cooperation"	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Tomoo Kikuchi and Masaya Sakuragawa ed., Financial Cooperation in East Asia, RSIS Monograph, S. Rajaratnam School of International Studies, the Nanyang Technological University	6. 最初と最後の頁 27-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 1件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 外山文子
2. 発表標題 『立憲主義』による権威主義体制の再構築 タイ2017年憲法の分析から」
3. 学会等名 日本比較政治学会2019年研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Oyamada, Eiji
2. 発表標題 "Global Governance, Democracy and Corruption"
3. 学会等名 国際開発学会・人間の安全保障学会 2019共催大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Oyamada, Eiji
2. 発表標題 "Climate Change and Natural Resource Governance"
3. 学会等名 Hassadunin International Conference on Social and Political Science (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Oyamada, Eiji
2. 発表標題 "How effective are we in addressing the threat of corruption in fostering sustainable development?"
3. 学会等名 37th International Symposium on Economic Crime (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Oyamada, Eiji
2. 発表標題 "Promoting integrity in disaster risk reduction management (DRRM), and humanitarian operations"
3. 学会等名 国際開発学会第20回春季大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 外山文子
2. 発表標題 「『立憲主義』による権威主義体制の再構築 タイ2017年憲法 の分析から」
3. 学会等名 日本比較政治学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Fumiharu Mieno
2. 発表標題 "Financial System Order in East Asia"
3. 学会等名 World Social Science Forum 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 外山文子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 京都大学学術出版会	5. 総ページ数 392
3. 書名 タイ民主化と憲法改革：立憲主義は民主主義を救ったか	

1. 著者名 川中豪、川村晃一	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 376
3. 書名 教養の東南アジア現代史	

1. 著者名 瀬戸裕之、河野泰之	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 328
3. 書名 東南アジア大陸部の戦争と地域住民の生存戦略	

1. 著者名 三重野文晴	4. 発行年 2020年
2. 出版社 アジア経済研究所	5. 総ページ数 203
3. 書名 変容するASEANの商業銀行	

1. 著者名 西原正、木場紗綾ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 朝雲新聞社・一般財団法人平和・安全保障研究所	5. 総ページ数 280
3. 書名 『激化する米中覇権競争 迷路に入った「朝鮮半島」：アジアの安全保障 2019-2020』	

1. 著者名 新城 道彦、浅羽 祐樹、金 香男、春木 育美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 308
3. 書名 知りたくなる韓国	

1. 著者名 外山文子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 京都大学学術出版会	5. 総ページ数 354
3. 書名 『タイ民主化と憲法改革 立憲主義は民主主義を救ったか』	

1. 著者名 小山田英治	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 352
3. 書名 『開発と汚職 開発途上国の汚職・腐敗との闘いにおける新たな挑戦』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小山田 英治 (OYAMADA Eiji) (30580740)	同志社大学・グローバル・スタディーズ研究科・教授 (34310)	
研究分担者	三重野 文晴 (MIENO Fumiharu) (40272786)	京都大学・東南アジア地域研究研究所・教授 (14301)	
研究分担者	川村 晃一 (KAWAMURA Koichi) (90450501)	独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・地域研究センター東南アジアI研究グループ・研究グループ長 (82512)	
研究分担者	浅羽 祐樹 (ASABA Yuki) (70403912)	同志社大学・グローバル地域文化学部・教授 (34310)	
研究分担者	木場 紗綾 (KIBA Saya) (20599344)	公立小松大学・国際文化交流学部・准教授 (23304)	
研究分担者	山田 裕史 (YAMADA Hiroshi) (60535798)	新潟国際情報大学・国際学部・准教授 (33107)	
研究分担者	瀬戸 裕之 (SETO Hiroyuki) (90511220)	新潟国際情報大学・国際学部・准教授 (33107)	
研究分担者	伊賀 司 (IGA Tsukasa) (00608185)	京都大学・東南アジア地域研究研究所・連携講師 (14301)	削除：2019年10月11日

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 “The Future of Thailand’s Democracy: Analyzing from the Constitution, Anti-corruption and International relations”	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 タイ民主主義の未来 タイは再び民主主義を取り戻せるか？	開催年 2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------